

久納会計FAXニュース

平成25年12月25日



Kunoh Accounting Office

久納公認会計士事務所

所得税が増えます～復興特別所得税～

☆ 今年も一年間ありがとうございました。
12月29日(土)よりお休みさせていただきます。なお、年始は1月5日(土)より営業いたしますので、何とぞよろしくお願いいたします。

1月より給与・報酬などの源泉所得税の金額が変わります。これは、平成23年に制定された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」によるものです。これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に「生ずる所得」について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないことになりました。

源泉徴収すべき復興特別所得税の額

源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収します。

これまで源泉徴収の対象となっていた給与などの支払は、全て復興特別所得税の源泉徴収の対象となります。したがって、給料・退職金はもちろんのこと、税理士を始めとした士業に対する報酬、利息や配当金についても復興特別所得税額が徴収されます。

源泉徴収時期について

復興特別所得税はいつから源泉徴収するのでしょうか。それは、冒頭にも書きました「平成25年1月1日以降生ずる所得」についてという点がポイントとなります。

平成24年10月分の請求というのは、相手方で

は平成24年の所得になります。その支払いが遅くなり平成25年に入ってからのお支払いとなつたとしても復興特別所得税は課税されません。

ただし、12月分の給料を末締末日払いと末締翌月払いの場合とでは取り扱いが異なりますので注意が必要です。12月末払いには復興特別所得税が課税されませんが、1月支払いには課税されます。

同じ12月分なのに何故?と思われた方も多々と思います。毎月の支給日が定められている給料の所得の計算上の収入時期は支給日とするという通達があるため、支給日が25年となっている給与については、それが24年12月分であっても25年の所得になってしまうためです。このため、25年に支払った給与に関しては復興特別所得税を徴収することになってしまうのです。

実務上の影響と注意点

実際問題としては、上記の給料のような問題以外では深く悩むことはありません。むしろ、影響があるのは毎月の給与計算業務です。必ず新しい源泉徴収税額表を見て計算をして下さい。そして、この復興特別税が増えることを従業員の方に周知して下さい。

全く同じ金額で毎月受け取っていた金額が、わずかですが少なくなるので、「給与計算が間違っている」と言ってくる社員の方が有ると思います。このため、次ページに社員へのお知らせの文案を作成しましたので、お使いいただければと思います。もし、元のファイル (Word) が必要であれば、当事務所までご連絡下さい。

復興特別税に関して、なにか疑問点がありましたら、担当者まで遠慮無くお問い合わせ下さい。

以上

給料の源泉税が変わります 復興特別所得税の徴収開始のお知らせ

平成25年1月以降の給料から、従来の所得税に加えて「復興特別所得税」を併せて徴収することになりました。このため、従来よりも約2.1%多く源泉徴収することになり、みなさんの手取額がその分だけ少なくなっています。税法の改正に伴うもののため、何とぞご了承願います。なお、この復興特別税は平成49年までの25年間にわたり徴収されることになっています。

(計算例)

月額200,000円で社会保険料が26,736円だったAさんは12月までは3,760円の所得税が源泉徴収をされて手取りが169,504円でした。

しかし、1月からは源泉所得税が3,840円となり手取りが169,424円となり、80円手取額が少なくなります。

この源泉所得税の増加分ですが、12月の源泉税額3,760円に2.1%を掛けていただくと78.96円となり、増加額80円に概ね一致します。計算について疑問がある方は、このような計算を行ってみてください。